

○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会設置規則

昭和 5 9 年 3 月 2 6 日

規則第 1 6 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に関する諸問題について検討、協議し、総合的施策の樹立とその効果的な推進に資するため、栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について、協議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する課題とそれを解決するための方策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 1 7 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) 関係団体代表
 - (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日の属する年度の末日とし、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の運営を円滑に図るため、必要に応じて、関係機関担当職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民部自治振興課に置く。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、略)